

SU LETTER



不減価償却費と特例

～少額資産の取り扱い～



こんにちは、SUパートナーズ税理士法人の木下です。いつもご愛読いただき、誠にありがとうございます。

今年最後のSUレターとなりました。1年過ぎるのは本当に早いですね！

今週のSUレターは減価償却についてです。

建物や電気設備、エアコン、パソコン、椅子など、時の経過等により価値が減っていくものを減価償却資産といいます。

この減価償却資産は、購入時に経費（費用）とすることができるのでしょうか？

確認していききたいと思います。

原則的取扱い

減価償却資産を取得した場合、取得価額をそのまま費用にすることはできません。

一度、固定資産に計上し、その使用する期間（耐用年数）にわたって、各年に費用を按分（これを減価償却と言います。）する必要があります。

例えば、12万円のパソコンを購入した場合を見てください。

パソコンの耐用年数は4年ですので、1年間に費用となるのは、 $12万円 \div 4年 = ※3万円$ となります。つまり取得価額が全て費用になるのに4年かかるという事です。

※定額法（毎年同じ費用を計上する方法）の場合。その他に定率法（耐用年数の前半に、費用を大きく計上する方法）などがあります。

耐用年数は国税庁のホームページで確認可能！

少額減価償却資産は即時償却

ここからは、減価償却の特例です。

取得価額が10万円未満のものや使用可能な期間が1年未満のものについては、取得した年に取得金額を全て費用にすること（即時償却）ができます。

一括償却資産は3年間で按分

10万円以上のものでも、20万円未満のものについては、一括償却資産として、3年間にわたって費用にすることができます。

上記のパソコンですと、1年間に費用となるのは、 $12万円 \div 3年 = 4万円$ と

原則による減価償却よりも費用が大きく計上できます。

廃棄時等には不利になる

一括償却資産を廃棄や売却したとしても、3年間にわたって費用にする必要があります。上記のパソコンを2年目で廃棄した場合を見てください。

原則による減価償却ですと、2年目で費用化していない9万円（ $12万円 - 3万円$ ）を全て費用とすることができます。

しかし、一括償却資産の場合、2年目に4万円、3年目に4万円と、廃棄等がないものとして費用に計上していくこととなります。

中小企業者等は 30 万円未満で即時償却

青色申告の※**中小企業者等**については、取得価額が**30 万円未満**のものを購入した年に**即時償却**することができます。

ただし、年間として**取得価額の合計が 300 万円**までとなります。

28 万円のパソコンを 11 個購入した場合、10 個までは**即時償却**できますが、11 個目は 300 万円を超えるため、即時償却できません。

※中小企業者等とは、資本金が一億円以下の法人で常時使用する従業員の数が 1,000 人以下のもの。ただし、資本金が 1 億円超の法人に支配されている場合などには該当しません。

また、個人事業主の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下のものが中小企業者となります。

中小企業者等の特例と一括償却資産

さて、ここで問題となるのが、上記の中小企業者等が 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産を取得した場合です。20 万円未満なので一括償却資産として**3 年償却**できますし、30 万円未満でもあるので**即時償却**もできます。

選択できるのなら、即時償却した方が有利なように思われますが、実はそうとは限りません。

年間 300 万円を超える場合

中小企業者等の規定は、**年間 300 万円**しか即時償却できません。

したがって、大量に資産を購入した場合には、**20 万円超 30 万円未満の資産を優先して即時償却し、10 万円超 20 万円未満の資産は一括償却資産を選択した方が有利**となります。

償却資産税について

償却資産税についても考える必要があります。

建物や土地なら固定資産税が、車両なら自動車税がかかります。それと同じく、機械や構築物、器具備品などについては償却資産税がかかります。

課税標準額に**年間 1.4%**の税額となります。

パソコンなどを購入すると償却資産税がかかりますが、10 万円未満の即時償却をしたもの、一括償却資産を選択したのものについては、**償却資産税の対象外**となります。

つまり、30 万円未満の即時償却を選択した場合、償却資産税がかかります。一括償却資産ですと、費用化に 3 年かかるが、償却資産税がかからないのです。

ただし、課税標準額の合計が**150 万円**を超えない限りは、償却資産税は**免税**となります。あまり資産を取得されない方は、償却資産税を考慮する必要はありません。

取得単位について

10 万円未満などの判定は、通常 1 単位として取引される単位ごととなります。

例えば、応接セットの場合、通常テーブルと椅子が 1 組で取引されますので、1 組で 10 万円未満かどうかの判定となります。

事業の用に供する必要あり

様々な費用処理の仕方をお伝えしましたが、上記の規定は取得した年に**事業の用に供する**必要があります。そのため、使わない資産をたくさん取得したとしても、節税対策にはなりませんのでご注意ください。



代表 乾 潤一

横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052

港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室

TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

SUレターの配信ご希望の方はこちら↓↓

info@supt.jp

までご連絡ください。

※SUレターのメルマガ購読は無料です。